

基 発 0715 第 1 号
令和 4 年 7 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

作業環境測定機関の事業報告書に係る事務処理要領の改正について

作業環境測定機関の事業報告書等については、昭和 51 年 7 月 15 日付け基発第 528 号「作業環境測定機関の事業報告書に係る事務処理要領について」（以下「528 号通達」という。）等により示されているところであるが、今般、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。）が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、作業環境測定機関の事業報告書に係る事務処理要領を下記のとおり改正するので、了知のうえ、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、本通達による改正後の 528 号通達を別添 1 のとおり添付する。

おって、厚生労働大臣登録作業環境測定機関である中央労働災害防止協会に対して別添 2 のとおり、公益社団法人日本作業環境測定協会に対して別添 3 のとおりそれぞれ通知したので、併せて了知されたい。

記

- 1 528 号通達の様式を別紙 1 のとおり改めること。
- 2 令和 4 年 12 月 31 日までの間、本通達による改正前の様式（以下「旧様式」という。）を使用しても差し支えないこととするが、その場合、旧様式に別紙 2 を添付するよう作業環境測定機関を指導すること。
- 3 個人サンプリング法の登録を受けた作業環境測定機関から既に提出された令和 3 年 4 月 1 日以降を事業年度に含む事業報告については、令和 4 年 8 月 19 日までに、別紙 2 を追加で提出するよう当該作業環境測定機関に要請すること。

作業環境測定機関事業報告書

(事業年度 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
(都・道・府・県分)

登録番号	—		作業環境測定士		技術職員 (測定助手)	その他の 職員	計
機関の名称	(〒)		第一種	第二種			
所在地	TEL FAX						

登録を受けている作業場の種類 (第1号～第5号)
(該当する号を全て記載すること)

測定対象作業場	測定実施事業場数	延単位作業場数	延単位作業場の管理区分		
			第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分
鉱物性粉じん・石綿 (別表第1号)	石綿				
	石綿以外				
放射性物質 (別表第2号)			/		
特定化学物質(金属類を除く) (別表第3号)	A・B測定	()	()		
	C・D測定				
金属類 (別表第4号)	鉛	A・B測定			
		C・D測定			
	鉛以外	A・B測定			
		C・D測定			
有機溶剤 (別表第5号)	A・B測定				
	C・D測定				
騒音 (騒音障害防止のための ガイドライン別表1、別表2)					
事務所 (事務所則第7条)			/		

分析に係る外部委託がある場合は、
その物質名を記入すること。

備考

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

代表者 職・氏名

殿

(裏面)

- (注) 1. 本報告書は、各作業環境測定機関の事業年度経過後 3 月以内に、登録を受けている厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出すること。
2. 本報告書は、測定を実施した事業場の所在する各都道府県別に作成すること。
3. 測定対象事業場数、延単位作業場数及び延単位作業場の管理区分については、委託を受けて測定の一部のみを実施した場合の数は含まない。
4. 職員数は、各作業環境測定機関の事業年度経過時の人数を記入すること。
5. 該当のないものは空欄とすること。
6. 特定化学物質に関する測定実施事業場数及び延単位作業場数欄の()には、管理濃度の設定されていない物質に係る事業場数を内数として記入すること。
7. 「A・B測定」の欄には作業環境評価基準第2条第1項による評価結果、「C・D測定」の欄には作業環境評価基準第4条による評価結果の件数を記入すること。

作業環境測定機関事業報告書（補足）

（事業年度 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）
 （ 都・道・府・県分）

測定対象作業場		測定実施事業場数	延単位作業場数	延単位作業場の管理区分		
				第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分
特定化学物質（金属類を除く） （別表第3号）		C・D測定				
金属類 （別表第4号）	鉛	C・D測定				
	鉛以外	C・D測定				
有機溶剤 （別表第5号）		C・D測定				

備考

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

代表者 職・氏名

殿

- （注）1. 本報告書は、測定を実施した事業場の所在する各都道府県別に作成すること。
 2. 測定対象事業場数、延単位作業場数及び延単位作業場の管理区分については、委託を受けて測定の一部のみを実施した場合の数は含まない。
 3. 職員数は、各作業環境測定機関の事業年度経過時の人数を記入すること。
 4. 該当のないものは空欄とすること。
 5. 特定化学物質、金属類及び有機溶剤については、「C・D測定」の欄に作業環境評価基準第4条による評価結果の件数を記入すること。

新旧対照表

改正後										現行													
作業環境測定機関事業報告書 (事業年度 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで) (都・道・府・県分)										作業環境測定機関事業報告書 (事業年度 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) (都・道・府・県分)													
登録番号		-										登録番号		-									
機関の名称		(干)								職員数		作業環境測定士		技術職員		その他の職員		計					
所在地		TEL FAX										第一種		第二種									
登録を受けている作業場の種類 (第1号～第5号) (該当する号を全て記載すること)																							
測定対象作業場				測定実施事業場数		延単位作業場数		延単位作業場の管理区分															
								第一管理区分		第二管理区分		第三管理区分											
鉛物性粉じん・石綿 (別表第1号)		石綿																					
		石綿以外																					
放射線物質 (別表第2号)																							
特定化学物質(金属類を除く) (別表第3号)		A・B測定		()		()																	
		C・D測定																					
金属類 (別表第4号)		鉛		A・B測定																			
		鉛以外		A・B測定																			
				C・D測定																			
有機溶剤 (別表第5号)		A・B測定																					
		C・D測定																					
騒音 (騒音障害防止のための ガイドライン別表1、別表2)																							
事務所 (事務所則第7条)																							
分析に係る外部委託がある場合は、 その物質名を記入すること。																							
備考																							
上記のとおり報告します。										平成 年 月 日 代表者 職・氏名 印 殿													
令和 年 月 日 代表者 職・氏名 殿										(注) 1. 本報告書は、各作業環境測定機関の事業年度経過後3月以内に、登録を受けている厚生労働大臣又は都道府県労働局長へ提出すること。 2. 本報告書は、測定を実施した事業場の所在する各都道府県別に作成すること。 3. 測定対象事業場数、延単位作業場数及び延単位作業場の管理区分については、委託を受けて測定の一部のみを実施した場合の数は含まない。 4. 職員数は、各作業環境測定機関の事業年度経過時の人数を記入すること。 5. 該当のないものは当該欄に斜線を引くこと。 6. 特定化学物質に関する測定実施事業場数及び延単位作業場数欄の()には、管理濃度の設定されていない物質に係る事業場等を内数として記入すること。													

改正後

現行

(裏面)

- (注) 1. 本報告書は、各作業環境測定機関の事業年度経過後3月以内に、登録を受けている厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出すること。
2. 本報告書は、測定を実施した事業場の所在する各都道府県別に作成すること。
3. 測定対象事業場数、延単位作業場数及び延単位作業場の管理区分については、委託を受けて測定の一部のみを実施した場合の数は含まない。
4. 職員数は、各作業環境測定機関の事業年度経過時の人数を記入すること。
5. 該当のないものは空欄とすること。
6. 特定化学物質に関する測定実施事業場数及び延単位作業場数欄の()には、管理濃度の設定されていない物質に係る事業場数を内数として記入すること。
7. 「A・B測定」の欄には作業環境評価基準第2条第1項による評価結果、「C・D測定」の欄には作業環境評価基準第4条による評価結果の件数を記入すること。

基 発 第 528 号
昭和 51 年 7 月 15 日
改正 基 発 第 30 号
昭和 61 年 1 月 24 日
改正 基 発 第 742 号
平成 7 年 12 月 27 日
改正 基 発 第 0229001 号
平成 20 年 2 月 29 日
改正 基 発 0715 第 1 号
令和 4 年 7 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

作業環境測定機関の事業報告書に係る事務処理要領について

作業環境測定機関の登録等については、昭和 51 年 2 月 18 日付け基発第 207 号「作業環境測定機関の登録等について」等をもって通達したところであるが、その記の I の 6 により事業報告書に係る事項については、おって指示することとしていたところである。

今般、その事務処理要領を下記のとおり定めたので了知のうえ、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 34 条第 1 項において準用する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 50 条第 4 項の規定による毎事業年度の事業報告書については、作業環境測定の業務に関するもののみで足りるものであること。

なお、事業報告書については、別紙 1 によるよう指導すること。

2 事業報告書については、1 部提出させること。なお、別途本省より、本報告書（写）の送付を求めることがあるので留意されたい。

基 発 0715 第 2 号
令和 4 年 7 月 15 日

中央労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

作業環境測定機関の事業報告書に係る事務処理要領の改正について

日頃より労働基準行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、作業環境測定機関の事業報告書等については、昭和 51 年 7 月 15 日付け基発第 528 号「作業環境測定機関の事業報告書に係る事務処理要領について」（以下「528 号通達」という。）等により示されているところですが、今般、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。）が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、作業環境測定機関の事業報告書に係る事務処理要領を下記のとおり改正することといたしました。

なお、本通達による改正後の 528 号通達を添付します。

記

- 1 528 号通達等で示している様式を別紙 1 のとおり改めること。
- 2 令和 3 年度の事業報告については、本通達による改正前の様式で既に提出いただいているところ、令和 4 年 8 月 19 日までに、別紙 2 を追加で提出いただきたいこと。

【別添3】

基発 0715 第 3 号
令和 4 年 7 月 15 日

公益社団法人日本作業環境測定協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

作業環境測定機関の事業報告書の様式の改正について

日頃より労働基準行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、作業環境測定機関の事業報告書等については、平成 7 年 12 月 27 日付け基発第 742 号「作業環境測定機関の事業報告書の簡素化等について」(以下「742 号通達」という。)により示されているところですが、今般、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(以下「個人サンプリング法」という。)が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、作業環境測定機関の事業報告書の様式を下記のとおり改正することといたしました。

つきましては、貴協会会員等への周知等につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

記

- 1 742 号通達等で示している様式を別紙 1 のとおり改めること。
- 2 令和 4 年 12 月 31 日までの間、本通達による改正前の様式(以下「旧様式」という。)を使用しても差し支えないが、その場合、旧様式に別紙 2 を添付いただきたいこと。
- 3 既に提出された令和 3 年 4 月 1 日以降を事業年度に含む事業報告については、令和 4 年 8 月 19 日までに、別紙 2 を追加で所轄労働局あて提出いただきたいこと。